

第3節 災害廃棄物処理計画

平成7年1月17日早朝の阪神淡路大震災により、兵庫県下は甚大な被害を被った。震災により建物等の倒壊や焼失による多量のがれき類の発生、ライフラインの寸断によるし尿処理のあり方等廃棄物処理の面でも多くの課題を呈した。そのため、県においては、地域防災計画（平成13年修正）を策定し、地震被害や風水害時の対応を行うことしている。

1 災害廃棄物処理の現状

阪神・淡路大震災で経験した災害廃棄物処理の状況は以下の通りであり、今後、教訓を活かした迅速かつ適正な処理が必要である。

(1) 第1段階（し尿処理）

ライフライン（水道）の寸断により、水洗トイレが使用できず、緊急的に仮設トイレの設置が必要となった。こうした仮設トイレは、避難所（ピーク時1,153ヶ所）を中心に設置し、維持管理については業界団体、他府県等からの応援を得て、実施した。

(2) 第2段階（ごみ処理）

被災地域において、ごみ収集が再開されたのは地震2日後からで、当時、交通事情も悪く、ごみ収集は困難をきわめた。そのため、他市町等からも応援を得て、収集を行うこととした。ごみ処理施設も地震により20ヶ所が被害を受けたが、この内6施設は断水により稼働できない状況にあった。そのため、近隣市町等にごみ焼却の応援を求めた。

(3) 第3段階（がれき処理）

災害により発生した廃棄物の収集運搬・処分は、従来より国庫補助事業（災害廃棄物処理事業：補助率1／2）として市町により実施されてきたが、今回の被害は甚大で、社会的経済的影响は極めて大きいため、迅速な復興が進められるよう、特例として損壊家屋等の解体も国庫補助事業として実施することとなった。

地震で発生したがれき量は、住宅・建築物系で約1,450万t、公共・公益系で550万t、併せて2,000万tと推計され、県下の年間のごみ排出量の約9年分に相当する莫大な数値となっていた。そのため、計画的な処理を進めるため、市町に対して災害処理計画策定マニュアルを示すとともに、市町計画をまとめた県災害廃棄物処理計画を策定した。

処理体制の確立の中でも解体した廃棄物をとりあえず搬入する仮置場の確保が緊急的に求められた。ピーク時には、被災地域全体で 46 ヶ所、125 万 m² に及んだ。次に、処理ルートの確保であるが、コンクリートがらを中心とする不燃物と木くずを中心とする可燃物に分けて、確保を進めていくこととした。不燃物については、海面埋立資材としての活用、フェニックス処分場での埋立等により対応することとなった。一方、可燃物については、現場段階での分別も求めつつ、木くずについてはチップ化も図ることとし、リサイクルできないものについては焼却処分を行うこととした。焼却については、被災市町の既設焼却炉での焼却、仮設焼却炉の設置、県内他市町への焼却委託、県外市町への焼却委託、県内外の民間業者への処理委託により対応することとした。これらの結果、リサイクル率は 50.8 % となった。

また、一般家屋の解体は、市町の災害廃棄物処理事業として取り組まれることとなったが、市町にとって未経験の事業であったこと、早期の事業実施には市町による発注のみでは対応できなかったことから、住民、市町、民間業者の 3 者契約により事業が行われることとなった。しかし、被災者が早期解体撤去を望んだこともあり、全国各地からにわか解体業者の進出を招き、一部には現場分別が不十分なケースや運搬途中の落下等の不適正な事態も生じていた。また、分譲マンション等では、区分所有者間で解体か補修かの協議調整に長時間をするケースもあり、災害廃棄物処理事業は一部の市では平成 10 年 3 月末までかかった。

2 今後の災害廃棄物処理について

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のためには、以下に掲げる手順に基づく対応が重要である。

(1) 災害時の廃棄物処理基本方針の策定

がれき対策、ごみ処理対策、し尿処理対策と災害の種類に応じた方針を策定するとともに、市町、県における措置を盛り込む。

処理主体や費用負担のあり方をはじめ、災害廃棄物処理推進協議会等による関係機関との連携を確保し、計画的かつ円滑な事業実施を図る。

(2) 発生量の推計

解体等に伴う廃棄物量の算定については、木造家屋で可燃物 0.194t/m²、不燃物 0.502t/m²、鉄筋コンクリートで可燃物 0.120t/m²、不燃物 0.987t/m² の阪神・淡路大震災で用いた原単位を参考に、早期の発生量推計を行う。

(3) 処理計画の策定

災害時であっても、解体時分別を徹底するなどリサイクルを優先するという基本的考え方をベースに、市町別処理計画の策定を図る。当計画では、自区域内処理を原則としながら、不足分については他府県自治体や民間業者などの応援を求めるとともに、広域的な処理を図っていくこと、仮置場の確保や仮設の処理施設の確保等、発生量に見合った施設整備を進めることを含むものとする。

(4) 環境保全対策等の指導

仮置場での野焼きの防止、飛散流出の防止、運搬時の落下防止、不法投棄防止等の適正処理確保に努めるとともに、解体撤去作業時にはアスベスト等粉じん防止や有害廃棄物対策を図る。

第4節 関係者の役割分担

1 県の役割

県は、県下の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況を的確に把握し、県民、事業者、市町等と連携しながら、その発生抑制や再利用、再資源化の促進を推進していくなければならない。

また、本計画の策定主体として、循環型社会の実現に向けた取組を推進するとともに、関係者への指導、調整に係る役割を担う。

なお、法制度面や拡大生産者責任等、県や市町だけでは解決できないことについては、機会ある毎に国に働きかけを行っていく。

(1) 廃棄物の発生抑制・分別排出等に係る意識啓発

生産・流通・消費・再生・行政の参画のもとで設置している「ごみ会議」において、スリム・リサイクル宣言店の普及啓発やマイバックキャンペーン等を行う等、市町の取組とも連携して、廃棄物の発生抑制や分別排出の徹底に向け、住民意識の向上に努める。県民に対する啓発事業として、ごみ減量化推進県民大会やごみを減らすアイデア募集（小学4年生対象）を引き続き実施する。

また、事業者に対して、様々な機会を通じて、環境効率向上の必要性を周知するとともに、その推進に努める。

(2) ボランティア活動等の基盤の強化、情報交流の推進

5R の推進や適正処理の確保のためには、社会を構成する全ての主体の参画と協働が必要であり、県民運動の核となるボランティア団体や NPO 団体の役割が重要